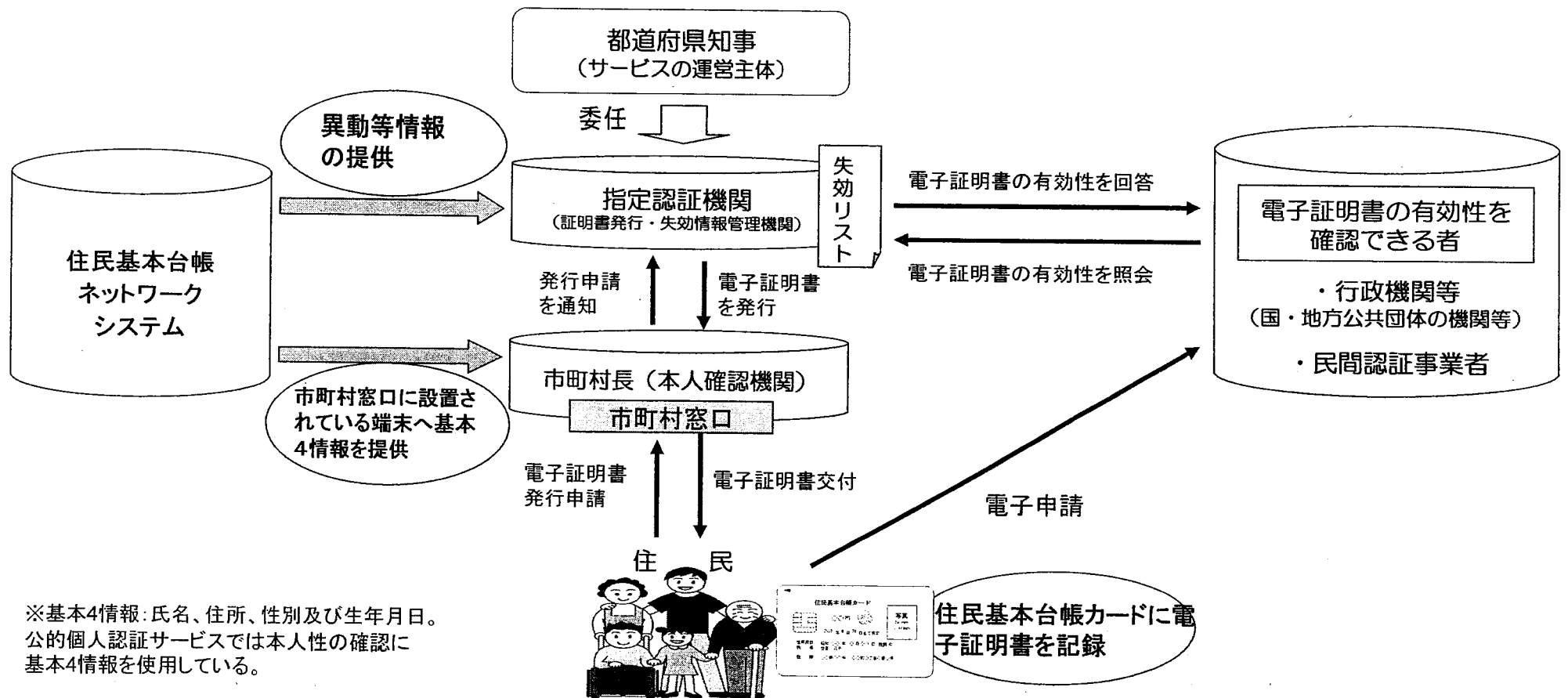


# 公的個人認証サービスの概要

○ 成りすまし、改ざん、送信否認などのデジタル社会の課題を解決しつつ、電子政府・電子自治体を実現するためには、確かな本人確認ができる個人認証サービスを全国どこに住んでいる人に対しても安い費用で提供することが必要。

→ 平成16年1月29日、公的個人認証サービスの提供を開始。  
(電子証明書の有効期間3年間、発行手数料500円)



# 公的個人認証サービスの特長

## 1. 厳格な本人確認

- ・本人確認に基本4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)を使用。
- ・住民基本台帳ネットワークと連動して、毎日、失効情報を更新することにより、厳格な本人性の確認を実現。

## 2. 電子証明書の用途

- ・主な用途は、国税の電子申告・納税システム(e-Tax)、自動車のワンストップサービス、不動産の登記等
- ・法律の規定により、電子証明書の有効性を確認できる者(署名検証者)を現在は行政機関等、民間認証事業者に限定。

## 3. サービス利用に必要な費用

(電子申請を行う住民)

- ・電子証明書の発行を申請する際に手数料(500円)を市町村窓口を支払う。
- ・自宅のパソコン等で電子申請を行うには、ICカードリーダライタを別途、準備する必要。

(失効情報の提供を受ける署名検証者)

- ・情報提供手数料を指定認証機関に支払う。

## 4. 電子証明書の格納媒体

- ・電子証明書は、一定のセキュリティを満たすICカードに格納可能。
- ・現在使用されている格納媒体は、住民基本台帳カードのみ。

## 5. 二重発行の禁止

電子証明書の二重発行を禁止している(法第6条)。

## 6. 電子証明書の発行状況

平成20年7月末現在で、約73.7万枚。

## 公的個人認証を活用するメリット

個人情報資産を預かるシステムの認証基盤として、公的個人認証には以下のメリットがある。

セキュリティ面	<ul style="list-style-type: none"><li>◆「成りすまし」の防止により厳格な本人確認が可能</li><li>◆「改ざん」「送信否認」防止による高セキュリティ情報の取扱いに最適</li></ul>
運用面	<ul style="list-style-type: none"><li>◆公的主体(地方公共団体が自ら運営)による認証基盤として3年間の安定運用実績</li><li>◆既存の基盤・法制度(公的個人認証法)の利活用による迅速なスタート</li><li>◆既存設備等(センタ、全国の市区町村窓口)が利用可能</li></ul>

# HPKI (Healthcare Public Key Infrastructure) とは

## HPKIでターゲットされる国家資格

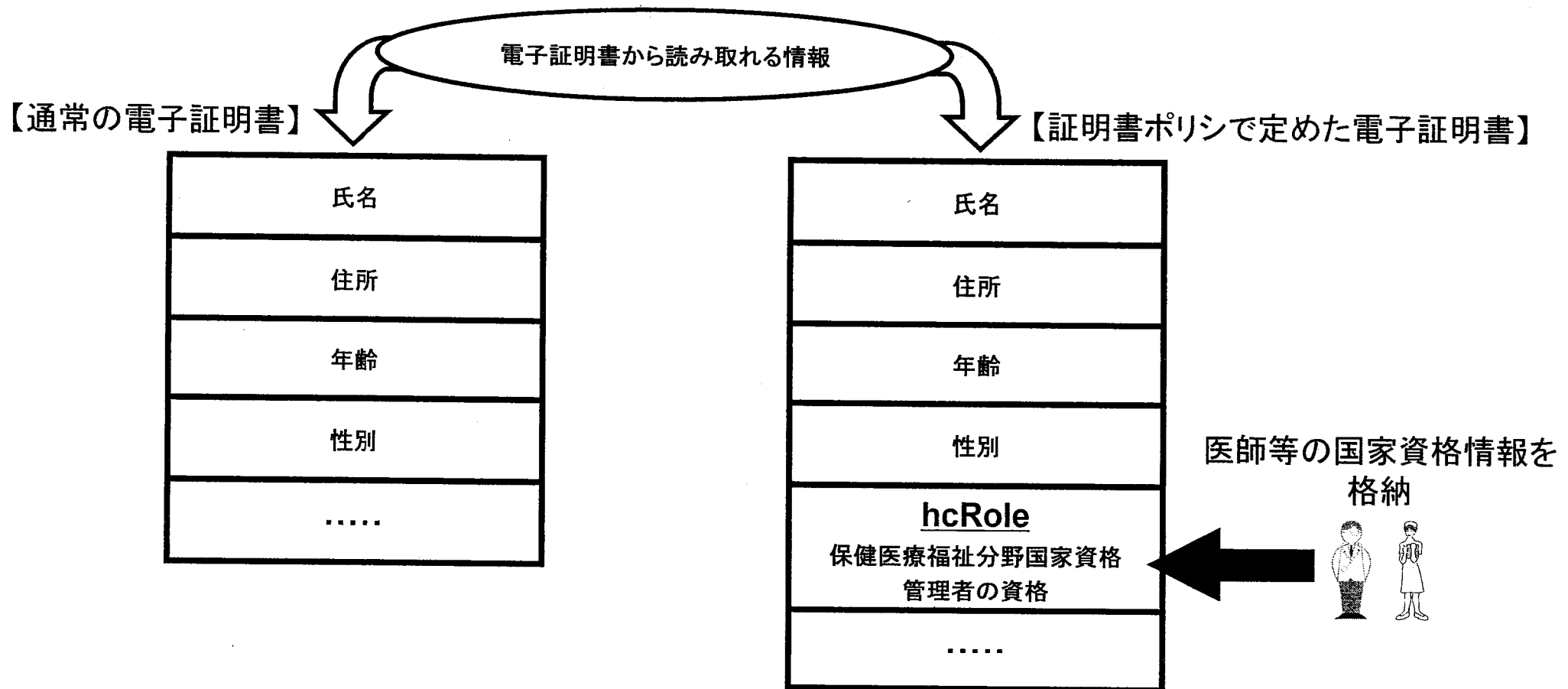
- 電子証明書のhcRoleに保健医療福祉分野の国家資格を格納している。
- 電子署名を付与することで、個人の証明と国家資格保有の証明が同時にできる。
- つまり、保健医療福祉分野における資格を証明することが可能な公開鍵基盤。

資格名 (国家資格、25資格)	
医師	管理栄養士
歯科医師	社会福祉士
薬剤師	介護福祉士
臨床検査技師	救急救命士
診療放射線技師	精神保健福祉士
看護師	臨床工学技師
保健師	あん摩マッサージ指圧師/ はり師/きゅう師
助産師	歯科衛生士
理学療法士	義肢装具士
作業療法士	柔道整復師
視能訓練士	衛生検査技師
言語聴覚士	介護支援専門員
歯科技工士	
資格名 (医療機関の管理責任者)	
病院長	
診療所院長	
管理薬剤師	
その他の保健医療福祉機関の管理責任者	

# HPKIの特徴

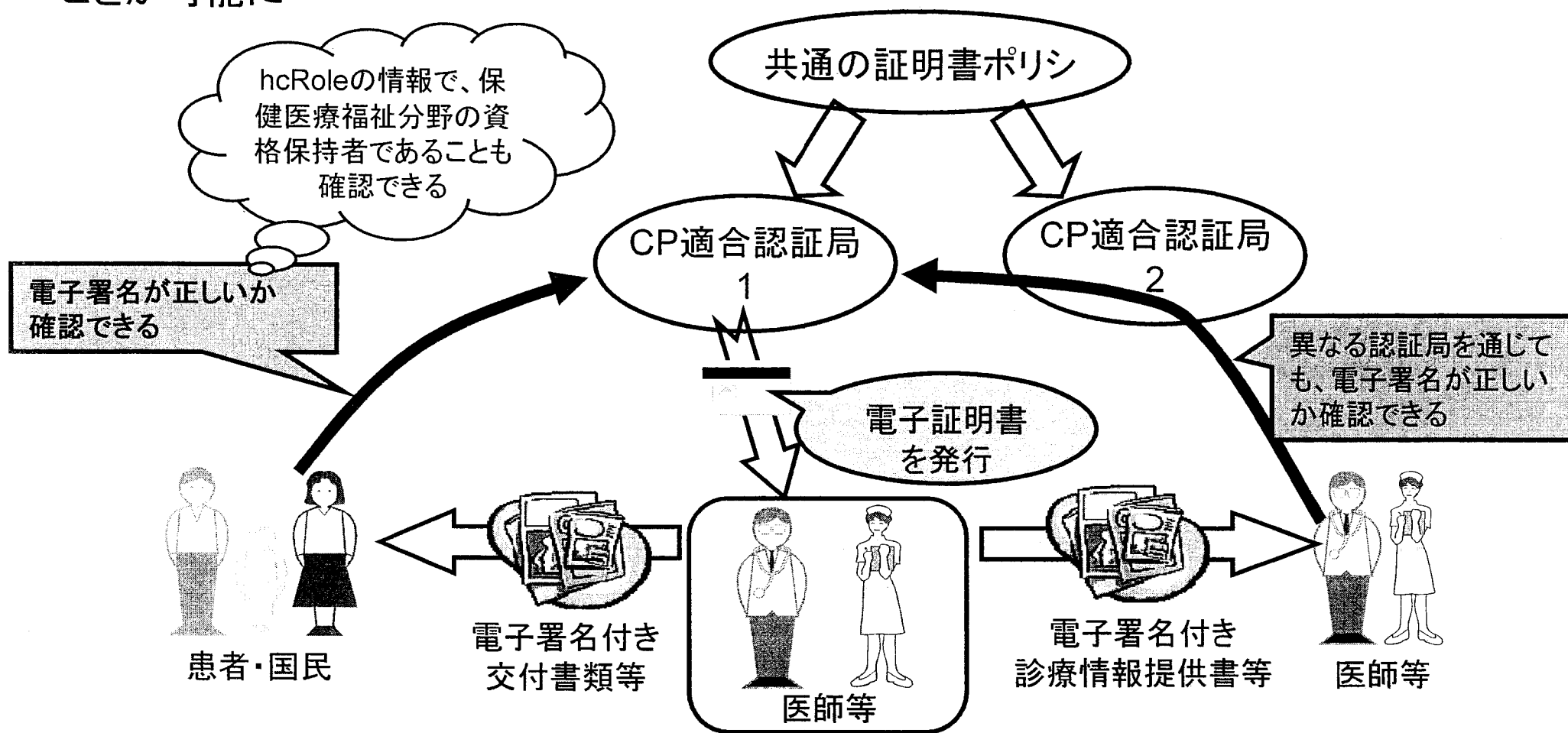
電子証明書の中に『保健医療福祉分野の国家資格』と『医療機関等の管理者の資格』の情報を格納するように規定

電子証明書自体に保健医療福祉分野で必要な資格を埋め込み、証明書だけで資格を証明



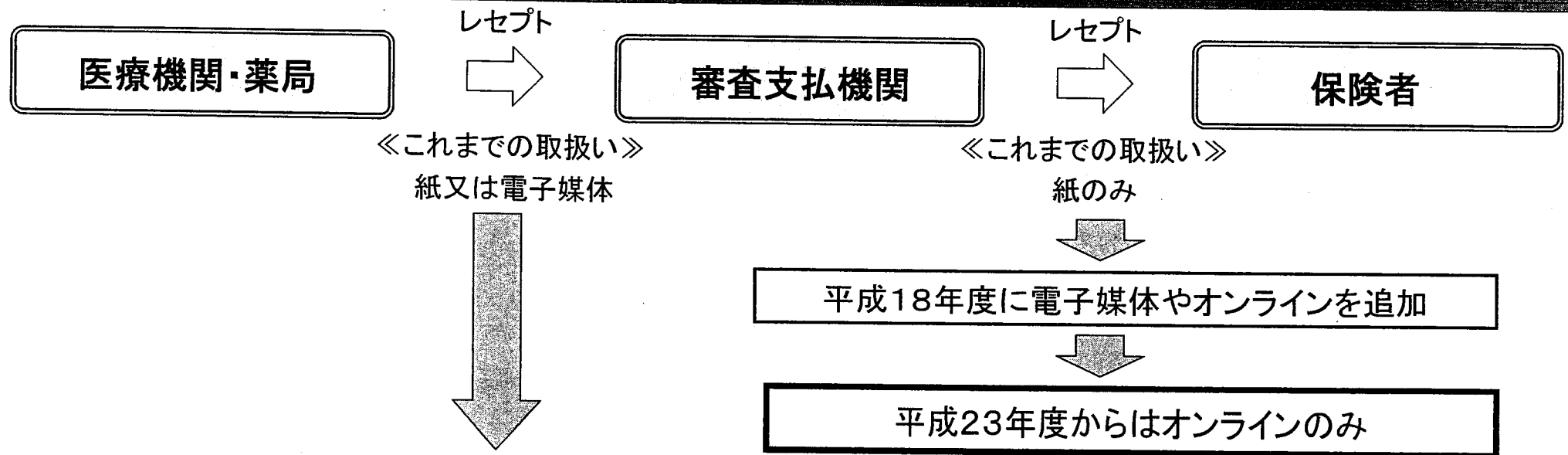
# HPKIで実現できること

共通の証明書ポリシーに適合した認証局から発行された電子証明書による電子署名であれば、違う認証局から発行された電子証明書による電子署名でも正しいと確認することが可能に



電子署名を中心とした病診・診々連携、患者との連携の例

## レセプトのオンライン化



1. 平成18年4月から、これまでの紙又は電子媒体に加えて、オンラインによる請求も可能

2.

① 平成20年4月からは、段階的にオンライン請求に限定

- ・ 病 院 : 規模、コンピュータの機能・導入状況により、20年度から(400床以上)、21年度から(400床未満)等
- ・ 診療所 : コンピュータの導入状況により、22年度から(既に導入している診療所)、それ以外は23年度から
- ・ 薬 局 : コンピュータの導入状況により、21年度(既に導入している薬局)から、それ以外は23年度から

② 平成23年4月からは、原則として全てのレセプトがオンライン化

## 「電子私書箱(仮称)構想の実現に向けた基盤整備に関する検討会」について

### 2008年度の検討範囲

特定の情報（特定健診結果、年金記録）の閲覧・活用をユースケースとした電子私書箱インタフェース（仮称）等に関する基盤整備に関する検討を行う。

- ① 技術的要件に関する検討
- ② 制度的課題に関する検討
- ③ 社会保障情報以外の分野における電子私書箱（仮称）利用に関する検討
- ④ その他電子私書箱（仮称）構想の実現に向けた検討

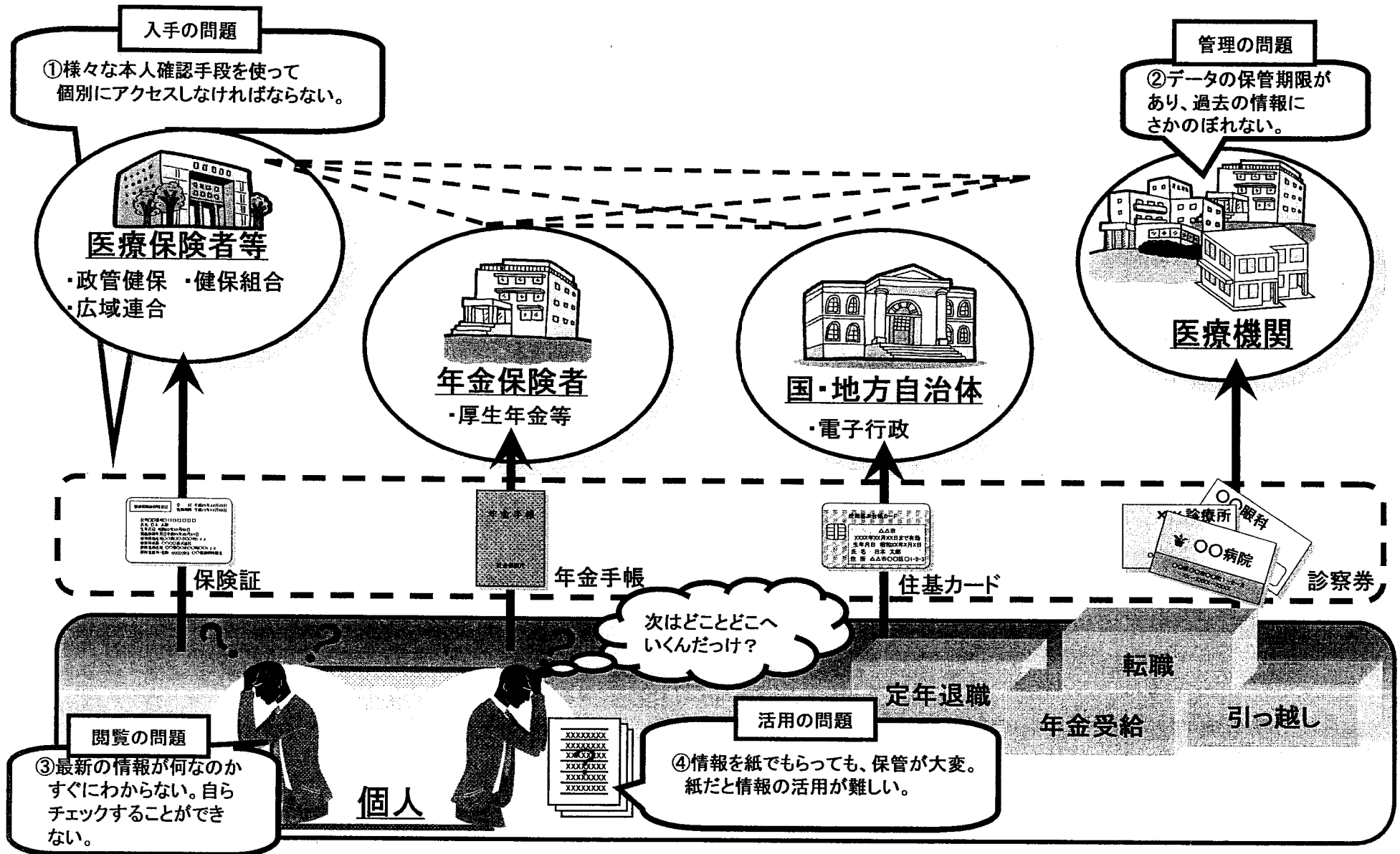
### 検討会構成員（50音順 敬称略）

池上 秀樹	健康保険組合連合会理事
大山 永昭	東京工業大学大学院理工学研究科教授
神谷 寿彦	ヤフー株式会社社会員サービス事業部長
小松 文子	独立行政法人情報処理推進機構 情報セキュリティ分析ラボラトリー室長
新保 史生	筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科准教授
須藤 修	東京大学大学院情報学環教授
寺本 振透	東京大学大学院法学政治学研究科教授
安田 浩 (座長)	東京電機大学未来科学部 情報メディア学科教授
山本 隆一	東京大学大学院情報学環准教授

※ オブザーバー：関係府省



# 社会保障サービス等の現状 サービス提供者の視点



## ◆電子私書箱(仮称)構想の目標

様々なサービス提供者(国、地方自治体、保険者、医療機関等)が保有する国民の情報を、安心かつ容易に入手・閲覧し、本人が入手・閲覧・管理・活用できる仕組みを実現。



利用者の視点に立ち返り、これらのサービスについて新たな情報の入手・活用スキームを提示。

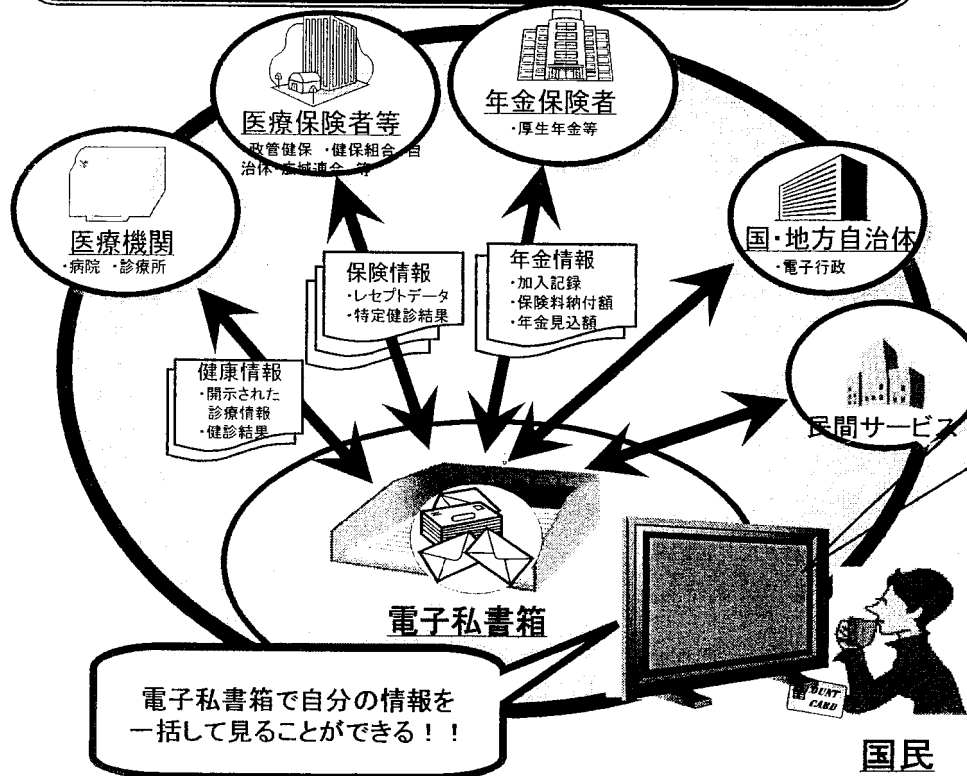
## 電子私書箱の主要な機能

### ●情報の入手・閲覧

- 様々なサービス提供者で分散している個人の情報を、本人の意向に基づき集約し、自分の情報を入手・閲覧できる仕組み。
- 前頁①、③の問題を解決。

### ●情報の管理・活用

- 収集・蓄積した個人の情報を他のサービスに活用する仕組み。
- 前頁②、④の課題を解決。



This section shows two screenshots of the 'My Life Portal' interface. The top screenshot, titled '医療の画面例' (Example of Medical Screen), displays a '健康診断結果' (Health Checkup Results) page with a graph and various data points. The bottom screenshot, titled '年金の画面例' (Example of Pension Screen), shows a detailed pension information page with a table of data. A speech bubble above the screenshots says '情報を見やすく整理!! アドバイスが受けられる!!' (Information is neatly organized and easy to see!! You can receive advice!!).